

合併協議会 だより 第6号



Okawachi

Kanzaki



第7回新町建設計画小委員会は、ワークショップ形式により開催されました。
昼食では、坂田委員ほか有志による、手打ちそばを囲み懇親も深めました。

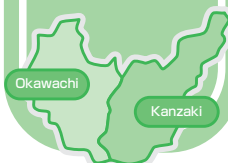
目 次

- 第6回合併協議会の結果報告 2
- 新町建設計画小委員会の結果報告 4
- 新町名称・庁舎等検討小委員会結果報告 ... 5
- 合併協定項目の協議状況 6
- 合併協議会からのお知らせ 6





第六回合併協議会が 開催されました



六月三十日、神崎町ケーブルテレビ
ネットワーク局舎において、第六
回神崎町・大河内町合併協議会が開
催されました。今回の協議会では、
報告事項二件、協議事項三件につい
て協議が行われました。



報告事項

【報告第二十四号】

第五回新町建設計画小委員会の開 催報告について

六月十六日に開催された内容につ
いて、井上委員長から報告がありま
した。第四回の小委員会で発表され
た、まちづくりの課題についてのと
りまとめや、合併の必要性・新町建
設の基本方針について意見交換され
ましたが、もう少し具体的な内容で
あつてほしい、また将来像にもっと
特徴をと言った意見があり、再度意
見交換することとなった旨の説明が
ありました。

【報告第二十五号】

第三回新町名称・庁舎等検討小委 員会の開催報告について

六月二十四日に開催された小委員
会では、新町名称募集要領（案）と
して、▽応募は一人2点までとする
▽新町の名称は漢字・ひらがな・カ

協議事項

【協議第十六号】

公共的団体等の取扱いについて

タカナとする▽「神崎町」「大河内
町」の名称を用いない▽小委員会
で名称を5点程度に絞り込み協議会に
提案する——などの案がまとまった
旨、立石委員長から報告されました。
なお、新町名称募集要領（案）に
ついては、次回合併協議会に提案さ
れる予定です。（四ページ参照）

公共団体等とは、区長会、森林組
合、商工会、観光協会、消防団、婦
人会、体育協会などの公共的な活動
を行う団体であり、市町村の合併の
特例に関する法律（合併特例法）で
は、合併関係市町村単位での各種の
公共的団体等が存続することは合併
市町村の一体性の確立の面からも好
ましくないという観点から、市町村
合併に際して、その区域内の公共的
団体等はその統合整備を図るよう努
めなければならない旨の規定があり
ます。

現在、両町においては、共通の団
体及び同様の目的を持った団体がほ
んどであり、これらの団体につい
ては、合併市町村の一体性の確保の

面から統合・再編に向け調整に努め
ます。なお、団体等の事情により統
合・再編が困難な場合は、新町にお
いて、計画的に統合に向け調整を進
める必要があります。そこで、次の
とおり提案され承認されました。

◆両町に共通する団体又は、共通の
目的を持った団体については、で
きる限り合併時に統合できるよう
調整する。なお、統合に時間を要
する団体については、将来に向け
て検討が進められるよう調整す
る。

◆独自の目的を持った団体について
は、原則として現行のとおりとす
る。

【協議第十七号】

上・下水道関係事業の取扱いにつ いて（その一）水道事業

水道事業は、住民生活に極めて密
着し、かつ重要なものであるため、
合併を行う場合には、住民の生活に
影響を及ぼさないよう、また負担の
公平性及び住民の一体性の確保を勘
案の上、調整することが必要となり
ます。そこで、次のとおり提案され、
承認されました。

〈会計方式について〉

◆神崎町は公営企業会計方式、大河内町は特別会計方式により処理されているが、合併後速やかに公営企業会計に統一する。

〈料金体系について〉

◆水道料金は内税とし、基本料金・超過料金・量水器使用料・臨時使用料については、合併時に次のとおり統一する。(表)

※その他詳細については、新町発足までに調整する。

区 分		新 町	
水 道 料 金	基 本 料 金	10㎡	1,900円
	超 過 料 金	1㎡	230円
	量水器使用料	13㎡	100円
		20㎡	170円
		25㎡	180円
		30㎡	300円
		40㎡	360円
		50㎡	840円
		75㎡	2,160円
	臨時使用料	10㎡	2,850円
	超 過 料 金	1㎡	350円

※料金は内税とする

・問：合併後すぐに、料金の見直しといったことはないのか？
 ・答：職員の適正な配置等、合併のメリットを活かし、健全な財政運営を進めます。

〈新規加入事務について〉

◆加入・分担金については、過去の投資額等を勘案しながら、新町発足までに新たに調整する。また、設計審査、竣工検査手数料についても新町発足までに調整する。

〈消火栓工事について〉

◆消火栓設置の費用負担については、地元負担が関係することから十分に協議し、新町発足までに調整する。

・問：神崎町では地元負担は発生していないがどうなるのか？

・答：神崎町では、消防関係事業においても地元負担が発生していないため、今後これらのことも含め、調整を進めます。

〈上水道事業及び簡易水道事業計画について〉

◆上水道・簡易水道事業計画については、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後において、財政計画に基づきながら適切に施設更新事業を実施するよう調整する。

【協議第十八号】

補助金、交付金等の取扱いについて

地方自治体は、公益上必要がある場合には、各種団体に対し補助金を交付することができるとされています。現在両町においても、各種団体の趣旨や目的に応じて補助金を交付しています。

合併の際には、両町が従来行ってきた補助制度の内容と、これから建設していく新町とのかかわり、あるいは、新町の財政状況など、実情把握などを十分に行い、現行においての各補助金の持つ目的や効果等を勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のとおり調整することと承認されました。

◆同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

◆独自の補助金については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町に置いて均衡を保つよう調整する。

◆整理統合できる補助金については、統合、廃止する。

提 案 事 項

【提案第十一号】

学校教育事業（学校教育関係各種事務事業の取扱い）について

【提案第十二号】

介護保険事業の取扱いについて

【提案第十三号】

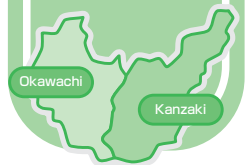
福祉関係事務事業（その一）保育所関係事務事業の取扱いについて





六月二十四日、神崎町ケーブルテレビ局舎において、第三回目の新町名称・庁舎等検討小委員会が開催されました。今回の小委員会では、継続協議となっていた新町名称候補募集要領について協議が行われ、とりまとめられました。

第三回新町名称・庁舎等検討小委員会が開催されました



新町の名称については、神崎町・大河内町に住所を有する者から公募し、応募は一人2点までとすることや、新町の名称は漢字・ひらがな・カタカナとし、「神崎町」「大河内町」の名称を用いないことなどの案がまとめられました。

公募期間については、新町建設計画等の進捗とあわせながら、期間を設定することとなります。

なお、これらの募集要領（案）については、第七回合併協議会で提案されました。

新町名称選定の流れ（案）

募集受付終了後

第一次選考（小委員会）

選定基準に基づき、小委員会において次の方法により絞り込みを行う。
各委員会が3点以内を推薦する。
ただし、協議により、それ以外の作品の中から2点以内をさらに選定することができる。
※最大32点

〈選定基準〉

- ①現在の神崎町、大河内町を使用しない名称
- ②両町が地理的にイメージできる名称
- ③両町の特徴を表している名称
- ④両町の歴史・文化にちなんだ名称
- ⑤合併を記念した名称
- ⑥新町として希望が持て、発展を願う名称
- ⑦その他新町としてふさわしい名称

第二次選考（小委員会）

第一次選考の候補の中から、各委員がそれぞれ3点推薦し、集計結果等を参考に協議により決定する。 ※5点程度に絞り込み

最終選定（合併協議会）

第二次選定による作品の候補を合併協議会で協議

新町名称決定！

※名称選定方法については、小委員会にて上記のとおりまとめました。

なお、これらの選定方法等については、すべて合併協議会に提案され協議されることになります。



第六回新町建設計画小委員会が開催されました



七月三日、神崎町ケーブルテレビ局舎において、第六回目の新町建設計画小委員会が開催されました。今回は前回からの継続協議となっていた、新町のまちづくりの課題、合併の必要性和効果、及び新町建設の基本方針についての修正案について協議されました。

まちづくりの課題については、以前に開催されたワークショップで出された意見の内容を、出来る限り文章表現の中に取り入れるとともに、地域の現状・問題点↓その背景や要因↓今後の課題という流れを明確にした表現に修正し確認されました。

合併の必要性については、神崎町、大河内町をはじめ全国の自治体が合併検討を進めている背景として、国

による「※三位一体改革」が進められているという状況を追加したことや、合併することにより考えられる効果として、観光交流の促進や、農林業の振興など、地域の課題に即した効果が、表現としてより具体的に示されました。

また、新町建設の基本方針については、新町におけるまちづくりの方向性として下図のように三つのキーワードからなる目標の柱が示され、それぞれの目標を、地域の豊かな資源や施設を活かしながら実現していくという内容が、より分かりやすい表現となるよう修正案され、確認することができました。

なお、これらのまちづくりの課題、合併の必要性和効果、新町建設の基本方針については、第七回合併協議会で提案されました。

※三位一体改革：地方分権の推進に当たって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」「国庫補助金の削減」「地方交付税の見直し」の三つを一体的に行うものです。

新町建設の基本方針(案)

〈新町の将来像(キャッチフレーズ)〉 ハートがふれあう住民自治のまち

♥まちづくりの目標1

「愛・やさしさ」♥ ～子どもからお年寄りまで、豊かな愛情・やさしさにつつまれるまち～

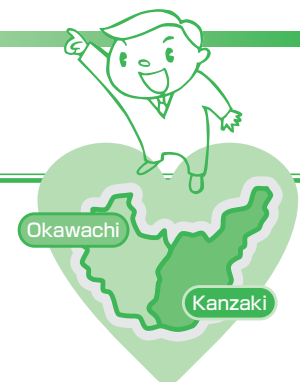
♥まちづくりの目標2

「命・いきいき」♥ ～自然の恵みと共に生き、力強い命の躍動・活力をはぐくむまち～

♥まちづくりの目標3

「心・ふれあい」♥ ～住民どうしの顔が見え、人と人との心のふれあいが生まれるまち～

※新町におけるまちづくりの将来像として両町が合併することでハート型の形になることや、兵庫県の真ん中で心臓部の役割を担うことが期待されることをイメージし「ハートがふれあう住民自治のまち」と設定しました。なお、これらの新町の将来像等については、合併協議会に提案され協議されます。



合併協議会からの お知らせ

◆ 第9回合併協議会

日 時：8月8日（日）午後1時30分～
場 所：大河内町保健福祉センター2F
福祉講習室

◆ 第10回合併協議会

日 時：8月25日（水）午後1時30分～
場 所：神崎町ケーブルテレビネットワ
ーク局舎 会議室

◆ 第8回新町建設計画小委員会

日 時：8月5日（木）午後7時00分～
場 所：神崎町ケーブルテレビネットワ
ーク局舎 会議室

※協議会・小委員会開催日は予定であり、
両町の行事等で変更もあります。

◆ 協議会・小委員会の傍聴について

合併協議会・小委員会は、原則公開す
ることとなっています。傍聴をご希望さ
れる方は、開会時間の15分前までに会場
にお越しいただき、傍聴受付簿に住所・
氏名をご記入ください。傍聴をされる方
に傍聴証をお渡しします。

ただし、傍聴をご希望される方が多数
ある場合には、会場の都合などで傍聴の
人数を制限することもありますので、ご
了承ください。

◆ ホームページを開設しています

神崎町・大河内町合併協議会では、ホ
ームページを開設しています。

ホームページでは、会議資料や会議録
などを公表している他、合併に関するご
意見・ご要望なども受け付けています。
内容は随時更新していきますので、ぜひ
ご覧ください。

◆ ホームページアドレス

<http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

合併協定項目の協議状況

平成16年6月30日現在

神崎町・大河内町合併協合併協定項目		提 案	決 定
◎自治体の存立に関わる基本的な事項			
1	合併の方式	第1回 H16. 2.15	第2回 H16.3.2
2	合併の期日	第2回 H16. 3. 2※審議中	
3	新町の名称	※小委員会検討中	
4	新町の事務所の位置	※小委員会検討中	
5	財産の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（合併特例法規定項目）			
6	新町建設計画	※小委員会検討中	
7	議会議員の定数及び任期の取扱い		
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
9	地方税の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
10	一般職の職員の身分の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（その他の項目）			
11	特別職の身分の取扱い		
12	条例、規則等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
13	事務組織及び機構の取扱い		
14	一部事務組合等の取扱い		
15	使用料、手数料等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
16	公共的団体等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
17	補助金、交付金等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
18	町名、字名の取扱い		
19	慣行の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
20	国民健康保険事業の取扱い		
21	介護保険事業の取扱い	第6回 H16.6.30	
22	消防団の取扱い		
23	自治会・行政連絡機構の取扱い		
◎各種事務事業の取扱い			
24	-1 議会関係事務事業		
	-2 総務関係事務事業		
	-3 企画関係事務事業		
	-4 税務関係事務事業		
	-5 住民関係事務事業		
	-6 保健衛生関係事務事業		
	-7 環境衛生関係事務事業		
	-8 福祉関係事務事業（その1）	第6回 H16.6.30	
	-9 農林水産関係事業		
	-10 商工・観光関係事業		
	-11 建設関係事業		
	-12 上・下水道事業（その1:水道事業）	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
	-13 学校教育事業	第6回 H16.6.30	
	-14 社会教育事業		
	-15 電算システム事業	第3回 H16.3.20	第4回 H16.4.28
	-16 地域情報化事業		
	-17 その他事業		
◎その他の項目について			
25	その他特に必要な項目について		

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>